

令和2年4月1日

令和2年度 練馬区立開進第二中学校 学校経営計画

練馬区立開進第二中学校
校長 指田 和浩

1 前文

令和3年度から実施される新学習指導要領の総則には、「今の子供たちが、成人として社会で活躍する頃には、我が国は激しい挑戦の時代を迎えていると予想され（中略）予測が困難な時代となっている。」と示されています。学校には、子供たちがそのような時代をたくましく生きていくために、どのような力を身に付けさせることが必要なのかを考え、その実現に向け取り組んでいくことが求められています。その意味で、今回の新型コロナウイルス対応は、新学習指導要領が示す「挑戦と予測が困難な時代」の中の一例かもしれません。これからの時代は、これまでの考え方や方法では解決しない様々な問題が、子供たちの前に立ちはだかることもあるかと思います。しかし、子供たちには、例え困難があっても、それを乗り越えるために、どのような行動をとることがよいのかを考え、常に仲間と協力し合い、未来に向かって力強く羽ばたいてほしいと願っています。

そこで、本校の教育目標（「自立」、「勤労」、「協調」）の実現に向け、新学習指導要領の趣旨や昨年度の成果と課題を踏まえ、以下の方針に基づいて、今年度の学校経営計画を進めてまいります。

まず、「自立」については、基礎学力の定着とともに、思考力・判断力・表現力を育むための話し合い活動や発表を位置付けた授業を一層推進してまいります。また、生徒一人一人の学習習慣づくりや主体的に学習に取り組む態度を身に付けていくための指導も充実させてまいります。

「勤労」については、人権教育やキャリア教育に基づく体験学習や進路学習、さらにはボランティア学習を実施していくとともに、危険を回避するための能力や地域社会の安全に役立てようとする安全教育を一層充実させてまいります。

「協調」については、カリキュラム・マネジメントの視点に立った、人権教育の全体・年間指導計画を作成するとともに、いじめや不登校の未然防止に向け、生徒たちの「居場所づくり」と「きずなづくり」につながる学級経営を進めてまいります。

さらに、これらの教育目標を実現するために、学校運営の在り方についても改善を図ってまいります。特に、今年度から新たに、副校長や主幹教諭からなる経営会議を立ち上げ、全教職員の学校経営方針に対する共通理解の徹底を図るとともに、報告、連絡、相談のさらなる迅速化や緊密化に努めてまいります。また、授業改善をはじめ、いじめや不登校の未然防止や早期発見・解決に向けた研修会を定期的実施し、教員の資質・能力の向上に努めてまいります。さらに、個人情報管理などサービス事故の根絶に向けた組織的な取組を一層強化してまいります。今年度も、生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいような学校づくりを学校経営の根幹にして、一層取り組んでいく所存です。

2 目指す学校

(1) 教育目標

- 自立 「よく考える人になろう」
勤労 「すすんで働く人になろう」
協調 「ともにたすけあう人になろう」

(2) 教育目標の達成に向けた各学年の重点目標

教育目標	第1学年	第2学年	第3学年
自 立	根拠に基づき論理的に考える。	多角的・多面的な視点で考える。	自ら課題を発見し、解決に向けて考える。
勤 労	自分について知り、よい点を見付ける。	自分の将来や職業に関心をもつ。	自分の進路を選択し、切り拓く。
協 調	積極的にあいさつをする。	感謝の気持ちをもって人と接する。	相手の立場に立って行動する。

(3) 目指す生徒像

- ① 基礎的な学力が定着し、生涯にわたって主体的に学び続けることができる生徒
- ② 夢や理想の実現に向け、自尊感情や自己肯定感を高め、努力を惜しまない生徒
- ③ 自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒

(4) 目指す教師像

- ① 生徒を認め、生徒と共に学び続けることのできる教師
- ② 生徒の自己実現を支援できる教師
- ③ 生徒の心に寄り添うことのできる教師
- ④ 教育公務員としての自覚をもって、職務を遂行する教師

(5) 目指す学校像

- ① 生徒の笑顔にあふれ、明日も登校したくなる学校
- ② 保護者にとって、安心して子供を登校させることのできる学校
- ③ 地域とともに歩み、協力を得られる学校
- ④ 「チーム」として、迅速に課題を解決する学校

3 中期経営目標と具体的方策

(1) 学力の向上

- ① 各教科等において育成すべき資質・能力の内容を明確化する。
- ② 基礎・基本の定着を図るとともに、新学習指導要領の趣旨及びいじめの未然防止など人権教育の趣旨を実現するための授業を展開する。
- ③ 家庭学習の定着と主体的な学習態度を育成するための取組を強化する。

(2) 自己肯定感の高揚や社会参画意識の向上

- ① 生徒の自己実現を支援する校内体制を確立する。

- ② 自尊感情及び自己肯定感や、社会貢献意識を向上させるための体験学習やキャリア教育をそれぞれ充実させる。
- ③ 生徒会活動や部活動など、生徒の自主的活動を活性化させる。
- ④ 体力向上と健康づくりに向けた取組を推進する。
- ⑤ 自ら進んで、安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質・能力を養う。

(3) 自他を大切に作る心の育成、進んで人のために行動できる態度の育成

- ① 人権尊重を視点に、いじめや不登校等の未然防止に取り組み、生徒の学校生活の安定と心の伸長を図るための指導を徹底して行う。
- ② 平成22年度に生徒会が作成した「思いやり宣言」を継承し、常に意識させる指導を行う。
- ③ 道德教育の推進に努めるとともに、「特別の教科 道德」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育成する。
- ④ 基本的な生活習慣を身に付けさせ、社会性・規範意識を育成する。

(4) 生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいような信頼感ある学校づくり

- ① 保護者、地域社会から信頼され、「チーム」として迅速に課題を解決する。
- ② 人材育成を図るためのOJT体制を確立する。
- ③ 小学校との連携を重視した教育活動を一層進める。
- ④ 教育公務員及び組織の一員としての自覚をもって、職務を遂行させる。

4 令和2年度の達成目標と具体的方策

(1) 「学力の向上」に向けて

- ① 基礎・基本の定着
 - ア 本時の目標を示し、その時間に身に付けるべき力を明確にする。
 - イ ICT機器の活用など、分かりやすく工夫された授業を行う。
 - ウ 生徒の興味・関心を高めるための教材づくりを進め、ワークシートやノート等を活用した、書く力の育成にも重点を置いた指導を行う。
- ② 思考力・判断力・表現力の育成
 - ア 各教科や総合的な学習の時間では、「主体的・対話的で深い学び」と人権教育プログラムで示す「協力的、参加的、体験的な学習」を融合させた授業を行う。
 - イ ペア及びグループでの話し合い活動や、発表を位置付けた授業を行う。
 - ウ 生徒の感性を磨き、表現力や創造力を高めるための読書活動を進める。
- ③ 家庭学習の定着及び主体的な学習態度の育成
 - ア 学び方をはじめ予習・復習などの学習習慣を身に付けさせるための指導を重点的に行う。
 - イ 長期休業中などに実施する補充教室や学力向上支援講師を活用した補充教室等を充実させる。
 - ウ 各教科や総合的な学習の時間で、学校図書館を活用した教育活動を一層進める。

- ④ 新たな指導・評価計画の作成等、新学習指導要領の実施に向けた取組
 - ア 新学習指導要領の実施に向け、各教科等の年間指導計画及び評価計画の作成を計画的に進める。
 - イ 学習成果の評価を適切に行い、「指導と評価の一体化」の視点に立った授業づくりを一層進める。

(2)「自己肯定感の高揚や社会参画意識の向上」に向けて

- ① 自己肯定感の高揚に向けた教育活動の推進
 - ア 全校生徒が本校生徒であることに誇りをもち、自らの自信につなげることができる体験学習を全教育活動を通して行う。
 - イ キャリアパスポート等を活用して、学ぶことと自己の将来とのつながり等を意識させたキャリア教育を進める。
 - ウ 進路指導では、ガイダンスや面談などを通して進路情報を提供するとともに、学習評価を活用した支援を一層充実させる。
- ② 社会参画意識の向上に向けた教育活動の推進
 - ア 自分は人のために役立っているということを実感させるようなやボランティア学習を行う。
 - イ 学級活動や学校行事等を通して、いじめの未然防止等に向け、人との望ましい関わり方を体得させ、よりよい集団を築こうとする指導を徹底して行う。
 - ウ 社会性や公共性を培うための生徒会活動、委員会活動、部活動を行う。
- ③ 健康・体力づくり、食育の推進
 - ア 保健体育の授業を中心に、4つのテーマ・アクションを踏まえた取組を進める。
 - イ 運動や部活動への積極的な参加を促すとともに、日常を通じた健康・体力づくりを一層進める。
 - ウ 栄養士との連携を図り、日常の給食指導を通して食についての関心をもたせる。
 - エ 教職員全員が食物アレルギーに対する意識を高め、緊急時の対応を習得する。
- ④ 安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）に関わる教育活動の推進
 - ア 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、回避する能力を身に付けることで、他者や地域社会の安全に貢献できることをねらいとした安全指導を実施する。
 - イ セーフティ教室等の機会を活用して、家庭や地域社会との連携に努める。
 - ウ 中学1年生全員と地域の避難拠点の方々との防災訓練を実施する。

(3)「自他を大切に作る心、進んで人のために行動できる態度の育成」に向けて

- ① 人権教育の推進
 - ア カリキュラム・マネジメントの視点に立った、人権教育の全体・年間指導計画を作成する。
 - イ 各教科や総合的な学習の時間では、人権教育プログラムで示す「協力的、参加的、体験的な学習」と「主体的・対話的で深い学び」を融合させた授業を行う。
 - ウ 人権尊重教育推進校として、普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組を充実させ、人権課題についての正しい理解と認識を深める指導を行う。
 - エ いじめや不登校の未然防止に向け、生徒たちの「居場所づくり」と「きずなづ

くり」につながる学級経営を行う。

オ 生徒の心に落ち着きを与えるとともに、言語環境の整備や校内美化に取り組み、意図的に生活及び学習の環境を整える。

② 道徳教育の推進

ア 人権教育との調和を図りながら、全教育活動を通して道徳教育を進める。

イ 年間指導計画に基づき、教科書を活用した「特別の教科 道徳」の授業を進めるとともに、指導と評価が一体化した学習評価を確実に行う。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」と融合した「特別の教科 道徳」の授業を進める。

③ 生活指導の充実

ア いじめは絶対に許されないという全教職員の強い認識のもと、いじめや不登校等の未然防止に向け、「学校いじめ防止対策基本方針」や「SNS 学校ルール」に基づいた指導体制や見守り体制を確立する。

イ いじめの早期発見・解決に向け、年3回以上の生活アンケートを全校生徒に実施するとともに、いじめ防止対策委員会による組織的な指導や支援を、家庭及び関係諸機関と連携しながら行う。

ウ 学校教育全体を通して、服装、頭髪、聞く態度、話す言葉、時間を守る等の指導を全教職員が共通に認識し指導にあたる。

④ 特別支援教育の充実

ア 関係諸機関と連携しながら、合理的配慮に基づいた指導・支援体制を確立する。

イ 難聴学級で実践している情報保障等、障害者差別解消法に基づくユニバーサルデザインとしての取組を一層推進する。

ウ 人権教育の取組と関連させた、聞こえの学習や障害理解学習等を進め、全校生徒に対する障害理解を一層進める。

⑤ 教育相談の充実

ア 生活指導や特別支援教育に関わる教育相談活動を、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等と連携しながら一層充実させる。

イ 関係諸機関と連携を図りながら、保護者にとって、より一層相談しやすい教育相談体制を確立する。

(4)「生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいとなるような信頼感ある学校づくり」に向けて

① 校内組織の充実と活性化

ア 学校運営の円滑化を図るため、経営会議および運営委員会を核にした組織づくりを行う。

イ 教育課題の解決に向け、分掌、学年等からの報告、連絡、相談の迅速化や緊密化を図り、問題の未然防止及び初期対応の徹底を図る。

ウ 授業改善をはじめ、いじめ等の未然防止や早期発見・解決に向けた研修会を定期的に行うとともに、生活指導及び事故発生時の緊急対応については、全教職員の共通理解の徹底とともに組織的に対応する。

エ 新学習指導要領の実施に向け、各教科等の授業時数を確実に確保する。

オ 移行措置を踏まえ、未履修の内容が出ないよう、計画的な教科経営を行うとと

もに、週1回週案簿を管理職へ提出する。

カ 地域連携事業の学校支援コーディネーターを活用した教育活動を一層進める。

キ 働き方改革の視点を踏まえ、ICT機器を活用した事務処理の効率化、学校閉庁日の拡大、会議や部活動の時間短縮等を進める。

ク 学校だよりやホームページ等を活用して、学校からの積極的な情報発信を行う。

② 職員室と事務室との連携

ア 校内予算の進行にあたっては、職員室と事務室との連携により、随時進行管理を行い、適正な会計処理を行う。

イ 施設整備等については、常に安全と美化の観点を重視し、課題が生じたときは、区教育委員会にも相談しながら速やかに対応する。

ウ 環境問題の視点と経費削減の両面から光熱費（コピー用紙、電気、ガス、水道等）の節減に努め、費用対効果に基づく環境整備を進める。

③ OJT体制の確立

ア 東京都教育委員会が策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づいて、意図的・計画的な人材育成を行う。

イ 若手教諭へは、実務経験を通じた育成を早期から行い、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」にも重点を置いた育成を行う。

ウ 新学習指導要領の実施に向け、各教科年間1回ずつ研究授業を行う。

エ 学年、分掌において、主幹教諭・主任教諭を中心とした、組織的に相互研鑽を行う体制を確立する。

④ 小中一貫教育の推進

ア 15歳で目指すべき生徒像を共有化し、その実現に向けた研修を計画的に行う。

イ 今年度の研修は、以下の3点を重点的に行う。

- ・「主体的・対話的で深い学び」と人権教育プログラムが示す「協力的、参加的、体験的な学習」を融合させた授業研究
- ・基礎的な学力の向上と、主体的な学習習慣の確立に向けた研修
- ・配慮を要する児童・生徒への継続的な指導・支援の在り方についての研修

⑤ 服務事故の根絶に向けた組織的な取組の強化

ア 教育公務員の自覚に基づき、生徒、保護者、地域の信頼を失うことがないように、厳正な態度で勤務する。

イ 以下の内容について未然防止を徹底するために、定期的に研修会等を実施する。

- ・ 個人情報の適切な管理等
- ・ 体罰、不適切な指導、言動等の禁止
- ・ 自家用車通勤等の禁止、交通事故の防止
- ・ 飲酒に伴う不適切な行為の防止等
- ・ 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント等の禁止
- ・ 私的なメール、SNS等の禁止
- ・ パーソナルコンピュータの適正な利用
- ・ 利害関係者との不適切な接触等の禁止
- ・ 会計事故の防止
- ・ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止 等